

南丹市子育て発達支援センター事業経過報告資料

(令和8年2月19日運営委員会)

南丹市 福祉保健部 社会福祉課
社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

令和 7 年度事業経過報告

発達支援相談事業計画・事業経過報告 P 1 ～ 4

児童発達支援事業計画・事業経過報告 P 5 ～ 9

令和 8 年度事業計画

発達支援相談事業計画 P 1 0

児童発達支援事業計画 P 1 1

《令和7年度 発達支援相談事業計画・事業経過報告》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援に繋がられるよう専門相談事業を展開します。個別状況に応じて、療育や医療への繋ぎをスムーズに行います。関係機関と連携して支援の充実を図ります。

- ①発達支援相談事業 ②遊びの教室（小集団親子教室） ③のびのび教室（ペアレントトレーニング）

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

3. 保育所・幼稚園支援の継続

集団生活の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

- ①園巡回相談（ケース支援、運動プログラム、親子運動プログラム、スキルアップ研修）

4. 就学後支援の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校訪問・放課後児童クラブ・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と、ケースを通じて連携・支援を行います。

- ①学校訪問 ②学童訪問 ③相談事業の継続・相談結果連携

5. 移行期支援の継続

発達支援センターの事業を利用している児童について、入園・入学時に保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等と連携を行い、新しい環境へスムーズに移行できるように努めます。

- ①年度末の新入児・新入生連携 ②入学後の新入生参観

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

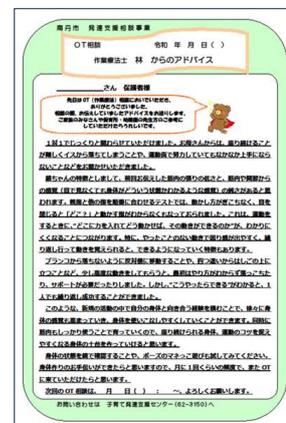
発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援に繋がられるよう専門相談事業を展開します。個別状況に応じて、療育や医療への繋ぎをスムーズに行います。関係機関と連携して支援の充実を図ります。

①発達支援相談事業

5つの相談（発達相談、OT相談、ST相談、発達クリニック・発達支援クリニック）を実施。利用実人数：210名、利用延べ人数355名（R7.12月末現在）。

☆アドバイス票の取りやめ、必要性の高い保護者のみに配布

- ▶相談枠の確保、新規ケースになるべく早く日程を案内
- ▶今後は次回の予約を記載した紙のみ配布にするなど検討



1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援に繋がられるよう専門相談事業を展開します。個別状況に応じて、療育や医療への繋ぎをスムーズに行います。関係機関と連携して支援の充実を図ります。

②遊びの教室（小集団親子教室）

- ・ 前期からの登録13名、9名利用中
- ・ 3名が療育に移行、2名が紹介中
 - ▶ 2歳児から療育開始になる人数増加↑
- ・ 園部公園が工事中のため、室内でのイベントを多めに企画
 - ▶ 普段の自由遊びとは違った姿が見られ親子ともに充実した経験



③のびのび教室（ペアレントトレーニング）

- ・ R6年度からの継続4名、新規4名の8名受講
- ・ 受講後のフォロー会は、集団3名、個人面談2名の参加

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援に繋がられるよう専門相談事業を展開します。個別状況に応じて、療育や医療への繋ぎをスムーズに行います。関係機関と連携して支援の充実を図ります。

④母子保健分野との連携

- ▶ 乳幼児健診に心理士・OTが従事
- ▶ R7年度より5歳児健診（新規）に心理士・OT従事
 - ・ センターの心理士が発達検査を担当
 - ・ OTが待合室を「就学に向けて付けたい力につながる遊びのコーナー」として企画し実施中。
 - ・ 5歳児健診から個別相談の紹介となったケースもあり、事後フォローとしての機能も担っている。



2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

①療育機関の紹介・連携

- ・市内の児童発達支援事業所：31名（R7年度見込含）
 - ▶療育開始までに「療育前会議」を実施し、保健師、所属園、事業所と利用児の情報を共有、スムーズに療育が開始できるよう連携
- ・市内の園に療育必要者の聞き取りアンケートを実施
 - ▶療育が必要な全体のケース数を把握
 - ▶待機にならないようにタイムリーな調整

②個別療育の紹介・連携

- ・花ノ木の療育担当者と検討会議：重度の発達障がい児を対象とした個別対応の療育支援（2名利用中）
- ・市内の児童発達支援事業所との連携により、個別対応の療育支援を必要とするケースの選定

3. 保育所・幼稚園支援の継続

集団生活の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

園巡回（ケース支援、運動プログラム、親子運動プログラム、スキルアップ）

延べ実施数：43件 回数制限なし、保育士の経験年数に制限なし（運プロ）

- ▶ケース支援と運プロの同時開催
- ▶スキルアップと運プロの同時開催
- ▶子ども家庭課相談員とケース支援の訪問



4. 就学後支援の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校訪問・放課後児童クラブ・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と、ケースを通じて連携・支援を行います。

学校・学童の訪問、検査結果連携を実施

丹波地域支援センターの教育相談に出席（1回）

具体的な支援の事例：

- ▶行き渋りがあるのケースに対して概ね月1回の定期的な訪問を実施し、3学期も継続して支援する予定。その子のペースで毎日学校で勉強できている。
- ▶通常級の中で困り感の高い児童に対するアドバイスの依頼。その後、支援級に入級が決まった。
- ▶特別支援校内研修の講師依頼「学校で生かせる作業療法士の視点」の研修を実施。



5. 移行期支援の継続

発達支援センターの事業を利用している児童について、入園・入学時に保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等と連携を行い、新しい環境へスムーズに移行できるように努めます。

①年度末の連携＋入学後の参観（学校・学童）

5歳児まで相談事業を利用していたケースにおいて、就学の節目にも支援が継続し、学校と連携して見守っていく体制があることを保護者へ伝える。

連携して終わりではなく、支援が上手くいっているかの確認・修正を必ず行う。

②支援ファイル及び移行支援シート

5歳児を中心に随時配布。R8.1月末現在：7人

③放課後児童デイサービスに関わる調整

就学後の支援を見据えて、つくし園との協議を行った。

申請に関わる調査：年度途中の申請12件

R8年度開始のケース約21件



《令和 7 年度 児童発達支援事業 事業計画》

1. 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

(1) サービス利用開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。半年に1回、個別面談を行い子どもの成長や課題について共有する。

(2) 療育の様子を、療育終了後に迎える保護者に直接伝える。送迎を利用している保護者にも、直接伝える機会が確保できるよう働きかけていく。連絡ノートについてはより目的やねらいを保護者と共通認識できるように形式等の変更等、業務改善の一環として見直しを考えている。また、参観などを通じて、子どもの様子や関わりについて保護者に働きかける機会を設ける。

(3) 保護者支援として、個別面談や保護者サロン等の話しの場の提供を行い、安心して子育てができるように働きかける。

2. 関係機関との連携

(1) 並行通園先(幼稚園・保育所)・医療機関との連携強化及び理学療法・作業療法・言語療法の訓練の場に目的によって選定して職員が同席する。訪問や同席する機会が設けられない場合は、電話等による情報収集の機会を増やす。

(2) 関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標を立てる。支援内容の妥当性を定期的に確認する。

(3) 様々な状況(就学後も支援が必要と思われる子ども及び家庭など)により、関係機関と状況・情報を共有して必要に応じて相談機関につなげる。

3. 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

(1) 保護者や関係機関からのニーズを把握、見立てと共に迅速・適切に対応できるよう、職場内共有し柔軟な対応を行う。

(2) 事例検討会や外部研修の受講、他事業所の見学など学びの場の機会を月1回確保し、職員の専門性の向上に努める。

(3) 各関係機関への支援協力体制の強化及び幅の広い職員体制の構築を目指す。

(4) 安全計画、感染症や災害時における事業運営の判断基準・対応基準に沿った行動が出来るよう平常時から備える。

4. 地域に根ざした事業所づくり

(1) 「つくし園だより」を保護者や関係機関、川辺地域に配布し事業所の取り組みを周知する。

(2) 散歩や課外活動によって住民交流を図る機会を持ち、川辺地域と身近な関係性の構築を目指す。支援が必要な子どもへの理解を働きかけていくと共に、子ども達が培うべき社会的ルールや立ち振る舞いを学ぶ機会を持つ。

《令和7年度 児童発達支援事業 事業経過報告》

1. 発達支援について

親子療育からの利用開始（5回）を基本とし、活動や親子療育後の面談を通じて利用児の現状や支援内容を保護者と共有している。実際に親子で一緒に活動しながら、様子を伝え、保護者からの振り返りを行うことで、利用児の良いところ、課題となりうる様子や状況を共有している。また、個別の状況に応じて回数の調整や親子療育の継続など、安定した登園や子どもの積み重ねとなるよう、柔軟な対応を行っている。

保護者との関わりについては、療育の様子を報告することの必要性を伝え、保護者による送迎等、直接伝えられる機会を増やしている。対面のやり取りが出来ない場合でも、写真を添えた連絡ノートや電話連絡による報告、相談時の同席などを通して、利用の様子や、支援内容を保護者と共有している。また、要対協家庭の利用も多く、個々の家庭の状況に応じて、こども家庭センターと連携している。昨年度から保護者の横とのつながりをサポートする目的で始めた保護者サロンについては、今年度は回数を増やし、参加人数も増えてきている。また、家族の会の交流会やおしゃべり会等では、事務局としてのサポートを行い、保護者同士のネットワークの強化や発達に関わる情報発信等の支援を行った。

2. 関係機関との連携について

市の相談事業や医療機関受診の同席をはじめ、個々に関係機関とは連携をしている。

上半期には例年同様、並行通園先に出向き、利用児の様子を参観し、各園所との情報交換の場を持っている。また、保育所や他の事業所からの見学もあり、療育での取り組みを見てもらう機会を持つことが出来た。日々変化していく子どもの状況に応じて柔軟に対応できるよう、こまめな情報交換を行いながら、連携強化を図っている。五者面談においてもあらかじめ並行通園先と面談の目的を共有する機会を持ち、保護者が就学後の様子等をイメージしやすいように活動の設定等の協力を得ている。五者面談は就学先を決定するためのアドバイスだけではなく、将来の自立を見据えたアドバイスをいただきながら、将来の子どもの姿をイメージし、考

えてもらう機会にもなっていると感じている。

学校との連携においても、地域の小学校、支援学校共に保幼小連携に参加し、対象児童の引継ぎや情報共有を行った。また内部研修において、南丹市教育委員会指導主事をお招きし、就学相談の基本的な考え方や幼児期につけておきたい力、学びの場を考えていくにあたっての質疑応答等、改めて理解を深める場を持った。

就学に向けては、障害福祉サービスについて知見がある外部講師やつくし園 OB 保護者を招き、情報発信を行った。就学先の選択に関わる情報や就学後の福祉サービスの利用方法はもちろんのこと、18歳になった時の姿をイメージし、今から家庭で出来ることやしておきたい経験について具体的に学んだり、就学期をどのような視点で子どもの成長を見守り、過ごしを組み立てていくべきなのか等を考える機会を持っている。

今年度も、就学後に途切れることなく支援ができる体制を整えておくため、社会福祉課をはじめ、移行後の各種支援機関との連携を図っている。

3. 事業所運営について

職員育成に関しては、定期的な内部研修を行い、学びの場の確保に努めている。内部研修では、制度上の義務付けられている研修に加え、事例検討会を実施し、必要に応じて外部機関からアドバイスも受けながら、よりよい関わりができるように試行錯誤している。南丹保健所主催のはぐくみ事業での事例検討や各療育教室の見学によって、各教室の特色や関わりを知ることができ、また自事業所における日々の取り組みについても、改めて整理したり、新たな気付きの場にもなっている。

4. 地域に根差した事業所づくり

園だよりを各家庭、関係機関、川辺地域に配布し、つくし園での活動について周知するべく広報している。また、療育における散歩や外出活動を通して、住民交流を図る機会を持ち、子どもたちが社会的ルールや立ち振る舞いについて学ぶ良い機会となっている。

通所の状況・活動の状況等

(1) 通所状況（今年度の数値は 令和7年12月末現在）

年度	登録児数	利用実人数	延べ利用数	1日平均
前年度	64人	63人	2,059人	8.8人
今年度	59人	58人	1,488人	8.9人

(2) 主な活動状況

開催日	内 容	場 所
4月24日 5月19日 5月20日 5月26日 5月29日 6月2日 6月3日 6月16日 7月18日	並行通園先訪問連携 ・八木中央幼児学園 ・みやまこども園 ・園部幼稚園 ・南丹のぞみ園 ・八木東幼児学園 ・園部保育所 ・ひよしこども園 ・胡麻保育所 ・城南保育所	各並行通園先
4月7日 4月8日 5月20日 5月22日 6月3日 6月13日 6月27日 7月18日	保幼小連携 ・園部小 ・胡麻郷小 ・八木西小 ・美山小 ・園部第二小 ・殿田小 ・八木東小 ・丹波支援学校	各小学校
5月23日 6月16日 8月8日	放課後児童クラブ ・せきれい西 ・たんぼぼ ・こすもす	各放課後児童クラブ
6月30日～7月4日 (水曜日除く8日間)	親子療育・参観	つくし園 ぶどうルーム
6月9日 7月9日 10月29日	・第1回情報発信会（菅生先生との懇談会） 保護者20名参加 ・第2回情報発信会（つくし園保護者OBとの懇談会） OB2名、保護者11名参加 ・第3回情報発信事業（放課後の過ごし方について） 協力機関 社会福祉課 社会教育課 京都太陽の園 山崎様 保護者9名参加	旧川辺小学校 ランチルーム アスエルそのべ
9月18日 9月22日 9月29日 10月2日 10月6日 10月16日 10月20日	五者面談 ・園部保育所 ・みやまこども園 全7ケース ・園部幼稚園	各並行通園先
6月12日 9月4日 12月18日	保護者サロンぽっかぽか ・保護者延べ12名参加	つくし園 療育室3
11月10日～14日	年長児外出活動（往復） 船岡駅発（電車）⇄ 園部駅 ⇄ 亀岡駅	亀岡駅前 かめきたサンガ広場 サンガスタジアム

(4) 会議の状況

開催日	内 容	場 所
4月 1日 4月 2日 4月28日 7月 3日 8月29日 9月17日 11月14日 12月26日	職員会議 ・ 行事の確認・体制等の確認 ・ 各関係機関との連携報告 ・ 利用児に関する職員間の情報共有	つくし園 職員室
利用希望者に応じて連携	療育連携会議(社会福祉課・子ども家庭課・つくし園)	子育て発達支援センター
5月22日	南丹市子育て発達支援センター 運営委員会	市役所4号庁舎
8月14日	後期療育連携会議 (社会福祉課・子ども家庭課・つくし園)	子育て発達支援センター
8月28日 12月 5日	就学後の支援についての連携会議 (社会福祉課・つくし園)	子育て発達支援センター

(5) 主な職員研修

開催日	内 容	参加
4月10日 4月17日 5月 8日 7月 3日 7月31日 8月19日 8月29日 11月16日 12月26日	事業所内研修 ・ 制度理解、BCP研修、安全計画、虐待防止、感染症対策、事例検討、外部講師(市教委、花ノ木おひさま)による研修、アドバイス等	延べ47名
5月14日 7月17日 9月19日 9月20日 10月15日 10月28日 12月 8日	はぐくみ事業(南丹保健所主催) ・ 事例検討、施設見学、見学受け入れ等	7名
4月～12月までの期間 隔週で参加	実践研修(こぐまっこ)	1人
6月 5日 6月 6日	衛生推進者養成研修	1名
6月 8日 11月30日	教育と保育のための発達診断セミナー(ZOOM)	8名
6月16日	京都府新任職員向け虐待防止研修	1名
8月27日	京都府強度行動障害養成研修	1名
9月29日 9月30日	京都府サービス管理責任者等実践研修	1名
10月27日 12月 1日	キャリアアップ研修(中堅職員)	1名
10月31日 12月10日	法人内内部研修 ・ メンタルヘルス、ハラスメント	延べ3名
11月26日	京都府障害福祉従事者専門研修(児童分野)	1名

《令和8年度 発達支援相談事業計画》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援につなげられるよう専門相談事業を展開します。

個別状況に応じて、療育や医療へのつなぎをスムーズに行います。

関係機関と連携して支援の充実を図ります。

- 頻度を詰めてのOT相談や園での発達相談等、状況に合わせた発達支援相談を行います
- 「遊びの教室」を通じて、親子遊びにより発達支援・育児支援を行います
- 母子保健と連携し、乳幼児健診や子育て相談からも早期発見・早期フォローを行います
- 「のびのび教室」(ペアレントトレーニング)を通じて、保護者の育児支援を行います

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

- つくし園職員と各相談事業などを通して連携を取りながら、クラス運営・対象児の評価・プログラム立案などの指導を行います
- 花ノ木個別療育支援事業の対象者とおひさま(花ノ木療育)との連携を行います

3. 保育所・幼稚園・こども園支援の継続

集団生活の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

- 園巡回事業で個別ケース支援を継続し、発達支援や保育の充実につなげます
- 経験年数が浅い保育士と加配保育士を対象に、知識・技術向上のための研修を行います
- 保育所・幼稚園・こども園からの依頼により、親子運動プログラム(参観)の立案と実践を通して、地域の幅広い子どもや保護者に向けた発達・育児に関する支援を行います

4. 就学後支援の継続

センターの周知を行うとともに、学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス事業所・計画相談事業所・医療機関等と、ケースを通じて連携・支援を行います。

- 個々のケースの必要性に応じて、就学後も引き続き発達支援相談を継続します
- 小・中学校、放課後児童クラブの訪問を行います
- 個別の保護者面談や電話相談を通じて、必要時学校訪問や関係機関との連携を行います

5. 移行期支援の継続

センターの事業を利用している児童について、入園・入学時に保育所・幼稚園・こども園・学校・放課後児童クラブ等と連携を行い、新しい環境へスムーズに移行できるように努めます。

- 年度の切り替わりに、対象児の新しい所属先へ連携を行います
- 学童期の連携、移行期に関わる会議、入学後の参観等で、学校や教育委員会と協働します

《令和 8 年度 児童発達支援事業 事業計画》

1. 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

(1) サービス利用開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。半年に1回、個別面談を行い子どもの成長や課題について共有する。

(2) 療育の様子を、療育終了後に迎えの保護者に直接伝える。送迎を利用している保護者にも、直接伝える機会が確保できるよう、個別の状況に応じて訪問等の働きかけの工夫をする。連絡ノートについては記録システムの活用を考えている。親子療育だけでなく、個別の参観などを随時受け入れ、子どもの様子や関わりについて保護者に働きかける機会を設ける。

(3) 保護者支援として、個別面談や保護者サロン等の話しの場の提供を行い、安心して子育てが出来るように働きかける。また、家族の会の運営のサポートを行い、保護者の横とのつながりのサポートを担う。

2. 関係機関との連携強化と支援の共有

(1) 並行通園先(幼稚園・保育所)との連携(面談や見学等)を増やし、双方の役割分担や必要な支援について共有する。

(2) 関係機関(並行通園先・相談機関・医療機関等)との連携で得た情報を踏まえて、支援目標を立てる。支援内容の妥当性を定期的に確認する。

(3) 様々な状況(就学後も支援が必要と思われる子ども及び家庭など)により、関係機関と状況・情報を共有して必要に応じて、相談機関につなげる。

3. 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

(1) 保護者や関係機関からのニーズを把握、見極めると共に迅速・適切に対応できるよう、職場内で共有する。

(2) 事例検討会や外部研修の受講をはじめとした多様な学びの場を月1回確保し、幼児期の発達支援や将来の自立・自律を見据えた働きかけ等、幅広い対応に応えられる職員の育成を目指す。

(3) 安全計画、感染症や災害時における事業運営の判断基準・対応基準に沿った行動が出来るよう平常時から備える。

4. 地域に根ざした事業所づくり

(1) 「つくし園だより」を保護者や関係機関、川辺地域に配布し事業所の取り組みを周知する。

(2) 散歩や課外活動によって住民交流を図る機会を持ち、川辺地域と身近な関係性の構築を目指す。支援が必要な子どもへの理解を働きかけていくと共に、子ども達が培うべき社会的ルールや立ち振る舞いを学ぶ機会を持つ。